

外来化学療法に関する診療体制について

当院では、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、「外来腫瘍化学療法診療料 1」の届出を行っており、外来化学療法に関し、次の体制を整備しています。

- 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時 1 名以上配置し、外来腫瘍化学療法診療料 1 を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 急変時等の緊急時に患者さんが入院できる体制を確保しています。
- 実施される化学療法の治療内容（レジメン）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。